

役員等報酬及び費用弁済に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あい里（以下「法人」という）の役員及び評議員等の報酬等について定める。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事及び評議員の報酬等)

第3条 役員及び評議員が理事会、評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。なお、同一日に法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

2 交通費等については、職員旅費規定を適用する。

(理事長及び業務執行理事の報酬等)

第4条 理事長及び業務執行理事が、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び諸手当を支払うことができる。

2 理事長及び業務執行理事の諸手当等については、職員給与規定に準じて支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。なお、同一日に監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

2 法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

3 交通費等については、職員旅費規定を適用する。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。なお、同一日に会議出席など苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

3 交通費等については、職員旅費規定を適用する。

(評議員選任・解任委員の勤務報酬)

第7条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。なお、同一日に会議出席など評議員選任・解任委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会以外の日において、評議員選任・解任委員会に係る業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。
- 3 交通費等については、職員旅費規定を適用する。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により日当及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、職員旅費規定を適用する。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第10条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(改正)

第11条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附則 この規程は、平成29年4月1日より適用する。

役員（理事、監事）、評議員の報酬（日額）、評議員選任・解任委員 別表1

役職名	報酬（日額）	交通費
理事	5,000円	実費
評議員	5,000円	実費
苦情対応第三者委員	5,000円	実費
評議員選任・解任委員	5,000円	実費

別表2

役職名	報酬（年額）	諸手当
理事長（常勤）	5,000,000円以内	通勤手当
理事長（非常勤）	2,500,000円以内	通勤手当
業務執行理事（常勤）	4,000,000円以内	通勤手当

別表3

旅費	宿泊費	日当	その他
実費	職員旅費規程を適用	5,000円	実費